

繊維系三学会合併に関する協議会（第 11 回）議事録

【日時】 2026 年 6 月 14 日（日）10 時 00 分～11 時 50 分

【場所】 オンライン（Zoom）

【幹事学会】 繊維学会

【出席者】（敬称略）

繊維学会：〔会長〕 辻井敬亘、〔副会長〕 濱田仁美、増田正人、村瀬浩貴、〔事務局〕 山本恵美

日本繊維機械学会：〔会長〕 田上秀一、〔副会長〕 金井博幸、倉敷哲生、〔事務局〕 高平恭護

日本繊維製品消費科学会：〔会長〕 森下あおい、〔副会長〕 榎本雅穂、川上竜司、藤田雅夫、〔事務局〕 西良造、
山田勲

WG メンバー（オブザーバー）：木村睦、内田哲也、中澤靖元、廣垣和正、喜成年泰、竹本由美子、武野明義、
花田朋美、橋本欣三、鬘谷要

【欠席者（協議会メンバー）】

日本繊維機械学会：〔副会長〕 西脇剛史

【前回からの経緯】

- ✓ 議長より以下の状況が説明された。
 - ・ 繊維系三学会合併に関する協議会（第 10 回）[1/31]
 - ・ 各理事会での検討を踏まえ、「繊維系三学会の合併に関する合意事項説明書（案）」を作成、開示 [3/2]
 - ・ 前回協議会で掲げた検討事項に関する各学会理事会からのフィードバック [3 月末]
 - ・ フィードバックをもとに会長・事務局で検討 [4 月初]
 - ・ 4/11 開催予定の協議会の延期
 - ・ 懸案事項の検討
 - ・ 繊維系三学会合併に関する協議会（第 11 回）[6/14]

【議題】

1. 前回（第 10 回）議事録について

〔資料 1〕 第 10 回 議事録

（1）前回議事録の確認

- ✓ 以下の前回協議会（第 10 回）の議事録について確認が行われ、承認された。

日時：2026 年 1 月 31 日（土）13 時 00 分～16 時 58 分

場所：大阪科学技術センター6 階 601 号室およびオンライン（Microsoft Teams）

（2）前回協議会における申し合わせ事項の確認

- ✓ 前回協議会において以下の申し合わせがなされていたことが説明された。

「重要事項については各学会執行部へ報告の上、最終的な対応は会長および事務局長に一任することとする。ただし、必要書類の修正作業において重要な案件が生じた場合には、協議会を開催して審議することとする。」
- ✓ 本協議会は、当該申し合わせに基づき開催されたことが確認された。

2. 合併契約書案について

[資料 2] 合併契約書案（前回協議会からの変更見え消し版）

- ✓ 前回協議会では、重要事項を合併契約書に記載し、それ以外の事項を別途、申し合わせ書を作成して記載する案が検討されていた。しかしながら、透明性確保の観点から、申し合わせ書は作成せず、重要事項については合併契約書および合意事項説明書に記載する方針が提案された。
- ✓ この方針に基づく合併契約書案第 6 条（職員の待遇）の修正案が提示され、了承された。
- ✓ 弁護士によるリーガルチェックを経た上で、議決権行使に係る資料として使用することが了承された。
- ✓ なお、提案に際し、以下の補足説明がなされた。
 - ① 各学会理事会から指摘された文言修正は反映済みであること
 - ② 当該条項は、後述する適格合併要件に関する事項として位置付けられること
 - ③ 本修正案は三会長および事務局において確認済みであること
 - ④ 今後、弁護士によるリーガルチェックを受ける予定であること

3. 合意事項説明書案について

[資料 3] 合意事項説明書案

[資料 4] 前回協議会版からの見え消し版（前書きを除く）

[資料 5] 財務グランドデザイン改訂版

[資料 6] 固定費見積もり

（1）前書きに関する検討

- ✓ 各学会理事会からのフィードバック内容については、主として三会長連名による前書きに反映したことが説明された。
- ✓ これに対し、2022 年からの合併協議の経緯についても一定の記載を行うべきではないかとの意見が出された。また、過去の経緯が今回の協議にどの程度影響しているかを踏まえて判断すべきとの意見も出された。
- ✓ 議決権行使に係る公式文書としての位置付けも考慮し、記載の可否および記載内容については三会長において検討することとなった。※事後対応：三会長で相談の結果、過去の経緯については、必要があれば今後の説明会等で補足することとし、前書きには特筆しないこととなった。
- ✓ また、「分野」という用語について、繊維分野全体を指す場合と各学会が主に対象とする専門分野を指す場合が混在しているとの指摘があり、表現を整理することとなった。※事後対応：修正版前書きに反映した。

（2）個別事項に関する検討

- ✓ 各学会理事会からの文言修正提案は概ね反映済みであることが報告された。また、前回協議会において各学会での検討事項とされた「学会和名」および「事務局問題」を中心に検討が行われた。主な内容は以下のとおり。
 - ① 学会名（項目 2.(1)）
 - 各学会理事会において複数案が検討された結果、本案がいずれの学会においても第一候補として選定されたこと、また三会長においても了承済みであることが報告された。
 - その理由として、繊維分野全体を包含するとともに、分野外からも理解しやすい簡潔な名称であることが説明された。※事後対応：当該協議会での議論に基づき理由を記載した。
 - 新学会名称については、「日本繊維学会」を最終案とすることが了承された。

- なお、既に合意されているとおり、英文名および論文誌名（JFST）は変更せず、インパクトファクター喪失のリスクを回避する方針であることが改めて確認された。

② 会員種別（項目 2.(3)）

- 法人会員（従来の維持会員および賛助会員）を「賛助会員」に一本化する方針（これまでの協議において合意済み）について、会員への理解を促進するため、補足説明を追加する修正案が提案され、了承された。
- なお、当該補足説明は、合併後の定款には記載されないことから、合意事項説明書に明記することが適当であるとの説明がなされた。

③ 役員候補者選考（項目 2.(4)）

- 次期会長候補者選考（マニフェスト制による会員直接選挙）について、定款における役員選任規定との整合性を明確にするため、項目名を「役員候補者選考」に修正することが了承された。
- なお、具体的な実施方法については、合併合意後に検討することが確認された。

④ 一事務局二事務所体制（項目 2.(10)）

- 会員サービスの向上と持続可能な学会運営の両立を目的として、事務局機能は一元化しつつ、物理的な窓口として「主たる事務所（東京事務所）」および「大阪事務所」の二事務所体制を採用する方針が説明された。
- また、業務の標準化、DX の推進および主副担当制の導入等により効率的な運営を図ること、現有施設を活用することで財政負担の軽減を目指すことが説明された。
- さらに、本体制に関する「3 年後の見直し」については、学会運営や事業全般を対象とするものであり、事務所数の増減を前提とするものではないことが確認された。
- これを踏まえ、新学会は「一事務局二事務所体制」により発足することとし、その役割および運営方針を合意事項説明書に明記することが了承された。
- なお、初年度は暫定体制として運営し、2 年目および3 年目に定常運営体制を構築した上で各種事業を実施し、事業・運営状況の検証を行うことが想定されていることが説明された。
- また、二事務所が分断的に運営されることのないよう、情報共有および業務管理のためのシステムを初年度中に整備し、運用を開始する方針が説明された。
- 以上の修正案は了承された。

（3）財務グランドデザイン改訂版

- ✓ 持続可能な学会運営を実現することを目的として、総額約 7,870 万円規模の予算案が提示された。なお、本予算案は第一合併協議案における試算と比較して約 2 割縮減された規模となっていることが説明された。

① 収入見込み

- 正会員数については、重複会員を整理した上で、さらに 1 割強の減少を見込んだ試算が示された。
- 法人会員会費については、複数学会に所属する企業の会費を現行の約 3 分の 2 として見積もり、現状から約 480 万円の減収を想定した試算であることが説明された。一方、一学会のみに所属する法人会員については、退会と新規加入を相殺した結果、金額ベースでは現状維持を見込んでいることが説明された。
- なお、法人会員向けの会費パッケージ制度については、合併合意後に検討することが確認された。

② 事業収支

- ・ 年次大会については、学術基盤および産学連携基盤を構築する重要事業として位置付けるものであり、収益事業としては位置付けない方針が説明された。
- ・ 学会誌については、将来的な完全電子化も視野に入れつつ、現時点では紙媒体の継続を前提とした収支計画としていることが説明された。
- ・ 事務局経費については、実務上は各事業に割り振られる経費であることが説明された。

③ 財務情報の提示方法に関する検討

- ・ 人件費および固定費を各事業へ分配して表示する方法と、共通経費として独立した項目で表示する方法について意見交換が行われた。
- ・ 協議の結果、各事業の目的や費用対効果を分かりやすく示すことと、学会運営に必要な人件費および固定費を可視化することの双方が重要であるとの認識が共有された。
- ・ また、会員に対して新学会の事業展開の意義や期待される効果を分かりやすく説明する必要があること、併せて学会運営に必要な固定費の規模についても透明性を確保することが重要であるとの意見が出された。
- ・ これらを踏まえ、財務グランドデザインの最終的な記載方法および説明方法については、三会長および事務局長に一任することが了承された。※事後対応：第一次合併協議案からの精査の内容や経費削減の努力が見えるよう、また、会員に安心と納得を持ってもらえるよう、積極的に情報開示を行う方針となった。具体的には、事務局経費につき、人件費と固定費の総額を示しつつ各事業担当分を按分した案に改訂した。なお、事務所の光熱水費は、通信運搬費に含まれていたことを確認した。

4. 定款改訂案について

[資料 7] 定款変更方針弁護士チェック案

- ✓ 改訂方針については、前回協議会において説明・了承されていることが確認された。
- ✓ 今回の改訂案は、合意事項説明書に基づき作成されたものであり、研究委員会は研究会に統一、役員数の見直し等を反映していることが説明された。
- ✓ 定款改訂案については、今後、合併契約書案および合意事項説明書案と併せて弁護士によるリーガルチェックを実施する予定であることが報告された。
- ✓ ただし、リーガルチェックに関して、合併契約書案および合意事項説明書案を含めて約 50 万円との見積もりが提示され、経費節約の観点からリーガルチェックを依頼する時期および対象書類について再検討することが確認された。※事後対応：三会長および事務局長で相談の結果、重要事項は網羅するが、そのほかの事項については、一般社団法人化手続きを通過していることから、必要最小限の変更に留める方針となった。

5. 適格合併について

- ✓ 適格合併制度の概要について説明がなされた。
- ✓ 適格合併の主な要件として、以下の事項が示された。
 - ① 事業関連性：三学会の事業内容および学術分野に関連性があること。
 - ② 事業規模および経営参画：極端な規模差がないこと、および各学会から役員が参画すること。
 - ③ 事業継続：主要な事業が継続されること。
 - ④ 従業員引継ぎ：消滅学会の従業員の 80% 以上が存続学会へ引き継がれること。
 - ⑤ 持分継続性：不適切な個人利益の供与がなく、非営利型法人としての要件が維持されること。

- ✓ 適格合併の要件を満たすことにより、法人税等に関する税務上の不利益や資産の再評価等を回避できることが説明された。
- ✓ 適格合併要件への適合状況については、現時点では④「従業員引継ぎ要件」を除き、概ね充足できる見込みであると説明された。
- ✓ ④の観点とも関連して、合併時の円滑かつ積極的な学会運営のために人的体制の整備および現職員の協力が重要であり、社会保険労務士等の専門家を交えた検討が必要であるとの認識が共有された。
- ✓ 現有資産の承継についても、適格合併要件との関係で確認が必要な事項があることが報告された。
- ✓ 具体的には、保有不動産等の取扱いについて、事務所の運用形態によっては適格合併要件との関係を確認する必要があることから、税理士法人等の専門家へ速やかに照会する方針が説明された。
- ✓ これに対し、適格合併要件への該当性やその影響について、より具体的な説明が必要であるとの意見が出された。
- ✓ また、公益法人等が解散する場合の残余財産の取扱いとの関係についても意見交換が行われた。
- ✓ 協議の結果、職員および資産承継に関する適格合併要件について、専門家による確認を優先的に進め、その結果を踏まえて今後の対応を検討すること、適格合併要件に関する課題が整理された後に議決権行使に向けた手続きを進める方針であることが確認された。

6. 合併時期について

- ✓ 各種シミュレーション結果を踏まえ、合併時期を2027年10月（期中）とする案が提案された。
- ✓ 提案に当たり、前回協議会で想定していた2027年4月合併では、議決権行使後の準備期間が十分に確保できず、新学会としての事業展開や2027年春の年次大会開催準備に支障が生じる可能性があることが説明された。
- ✓ 2027年10月（期中）の合併案に併せて、以下のロードマップ案が説明された。
 - ① 2026年度後期（合併承認後）
 - ・新学会における事業計画の具体化
 - ・各学会における2027年度前期事業計画の策定
 - ② 2027年度前期
 - ・各学会事業の総括
 - ・合併に向けた準備作業
 - ・新学会に関する事前広報およびプロモーション
 - ・会員管理システム等の整備
 - ③ 2027年10月
 - ・新学会発足
 - ④ 2027年度後期
 - ・新学会の発足を広く周知するための広報活動
 - ・記念事業および新規事業の実施
 - ⑤ 2028年度
 - ・定常活動／運営体制への移行
 - ・新学会としての本格運営の開始
 - ・第1回年次大会の開催

- ✓ 以上の説明を踏まえ、合併時期を 2027 年 10 月とすることが了承された。※事後対応：これを受けて、協議会（資料 2）「合併契約書案」では日付を修正した。
- ✓ また、期中合併に伴い、消滅学会において半期決算等の事務負担が発生することから、事業内容の精査や事務局体制の整備等の対応策を 2026 年度後期に具体化する必要があることが確認された。
- ✓ さらに、会員に対して十分な説明および周知を行う必要があること、暫定的な運営体制や予算の在り方についても今後検討を進める必要があることが確認された。

7. 今後のスケジュールの確認

- ✓ 今後のスケジュールについて説明がなされた。
- ✓ まず、適格合併要件への適合性確認を最優先事項とし、職員および資産の承継に関する要件を中心に、専門家による確認を進めることが説明された。
- ✓ また、適格合併要件に問題がないことが確認された後、速やかに各学会理事会へ提案を行い、議決権行使に向けた具体的なスケジュールを三学会で調整する方針が示された。

8. その他

- ✓ 特記事項なし。